

都市環境福祉常任委員会会議録

(令和7年12月15日)

※一部抜粋

交野市議会

都市環境福祉常任委員会

時 間

10:00～12:13

案 件 1. 付託議案審査について

議案第83号 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につ
いて

議案第90号 東部大阪都市計画星田西第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に
関する条例の一部を改正する条例について

議案第91号 交野市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第92号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第93号 市道の廃止及び認定について

議案第98号 令和7年度交野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第99号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第100号 令和7年度交野市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第101号 令和7年度交野市下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第107号 令和7年度交野市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第108号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第109号 令和7年度交野市水道事業会計補正予算（第3号）について

2. 資料請求について

3. 所管事務調査について

交野市下水道事業経営戦略について

4. その他

出席委員（7名）

委員 長 中 谷 政 人

副委員 長 藤 田 茉 里

委 員 野 口 陽 輔

委 員 松 本 直 高

委 員 安 部 敬 子

委 員 堀 天 地

委 員 坂 本 顕

説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 本 景

副 市 長 良 幸 浩

副 市 長 山 添 学
危機管理監

理 事 兼
都市まちづくり 竹 内 一 生
部 長

理事兼 水道局長兼 上下水道統 合準備室長	藤井大史	総務部長	阿佐正和
企画財政部長	苗村徹	市民部長兼 臨時特別給付金 推進室担当部長	小川暢子
健やか部長	島田国久	福祉部長兼 福祉事務所長	北井多栄子
消防長	山田健治	総務部次長	今堀祐児
市民部次長兼 臨時特別給付金 推進室長	菅和美	市民部次長兼 税務室長兼 税務室課長兼 臨時特別給付金 推進室担当次長	東田和成
健やか部次長兼 こども家庭室長	森山友美子	福祉部次長	藤原功
都市まちづくり 部次長	木村浩幸	都市まちづくり 部次長	林直希
水道局次長	伊藤雄一郎	水道局次長兼 上下水道統 合準備室長代理	奥野忠
総務部 総務課長兼 消費生活 センター長	船戸貴彰	人事課長	植垣和貴
財務課長	厚主敏治	医療保険課長	堤下栄基
こども園課長	西田賢之	都市まちづくり 課長	古澤悠司
土木管理課長	土井章央	下水道課長	仲谷倫由
水道局 総務課長兼 総務係長兼 お客様サービス 係長	後藤秀也	工務課長	乾正義
浄水課長兼 上水係長	加門高志	消防本部 総務課長	今西和義
予防課長	来間崇	総務部総務課長 代理	安永雄一
医療保険課長 代理	亀井香織	医療保険課長 代理兼 保健事業係長	村田奈美
こども園課長 代理	木下恭子	こども園課長 代理	大下明仁
都市まちづくり 課長代理	笠木健史	土木管理課長 代理	山下孝太郎

下水道課長代理 小林 康一

工務課長代理 中西 崇仁

予防課長代理兼
予防係長兼
警備1課長代理 齋藤 覚

下水道課員 西本 圭佑

下水道課員
管理係 林原 史明

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 中村 健一
係 長 竹村 真仁

局 次 長 大 湾 桂 子
係 員 松 井 彰 宏

(午前10時00分 開会)

1. 委員長（中谷政人） おはようございます。

本日は、都市環境福祉常任委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから都市環境福祉常任委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長（中村健一） おはようございます。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。

本日の会議出席委員は7名で、全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書参考資料及び追加で請求した資料は、本会議フォルダ内の令和7年第4回議会12月定例会フォルダにあります、議案書参考資料フォルダに格納しています。また、その他の資料は、都市環境福祉常任委員会フォルダ内のR071215フォルダに格納していますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長（中谷政人） あらかじめ申し上げます。

本委員会に付託されている議案第107号から議案第109号は、資料請求希望がなかったため、本日案件2、資料請求については行わず、付託案件審査を行います。

理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長（山本 景） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、お忙しい中であるにもかかわらず、都市環境福祉常任委員会を開催くださりまして本当にありがとうございます。

先般、本会議に上程もしくは追加で上程いたしました議案のうち、本委員会に付託をされました案件について皆様にご審議をお願いするところでございます。

案件といたしましては、条例制定に関する議案が2件と、条例の一部改正に関する議案が4件、市道の廃止及び認定に関する議案が1件、令和7年度一般会計等の補正予算に関する議案が7件、以上の14件のご審議を皆様をお願いするところでございます。何とぞ慎重なご審議の上、ご可決をくださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての一言のご挨拶といたします。よろしくお願いたします。

1. 委員長（中谷政人） これより議事に入ります。

本日の案件は先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題とします。

本委員会に付託された各議案は、議事整理の都合上、お手元に配付の順序にて審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、そのように議事を進めます。

質疑に際し、理事者からの議案説明は省略したいと思います。

また、各委員は、初めに資料のページ数等をお示しください。

なお、質疑及び答弁は、挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行ってい

ただきますよう、お願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております議案第92号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（安部敬子） お願いします。

参考資料の85ページで5番のところで、第68条関係、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為等の届出」についてとあるんですが、現状の届出の方法について、もう少し具体的に教えてください。

1. 予防課長（来間 崇） お答えします。

現状の届出方法につきましては、窓口での受付もしくはメール等による電子の受付というふうになっております。

以上です。

1. 委員（安部敬子） ありがとうございます。

オンライン申請ができるかどうか、メールでの届出はできるんですけども、L o G o フォームみたいなのができるのかどうかということと、申請の期日、いつまでに出さなくちゃいけないというのがあれば教えてください。

1. 予防課長（来間 崇） お答えします。

届出の方法につきましては、先ほど申し上げましたように、メールとそれから窓口での届出ということになりますが、メールのほかに国が運用するe-G o vという電子申請のシステムがございまして、そちらのほうから来年、令和8年、おおよそ2月ぐらいになると思いますが、新たな様式が追加されまして、それによる届出も可能となる予定になっております。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） あと、いつまでに申請しないといけないんですか。

1. 予防課長（来間 崇） 届出につきましては、4日前から前日までの届出というふうになっておりますが、急を要する場合とかそういった場合については口頭による届出ができますので、当日の届出も可能となっております。

以上です。

1. 委員（安部敬子） ありがとうございます。

何かこのリンク先の資料を読んでいたら、やっぱり届出を促すことで、火災自体を防ぐ効果が出ているんじゃないかというのもあったので、ぜひ簡単にできるように、申請ができるといいなと思います。

さっき、急なときは対応してもらえと言っていたんですが、その日風がないから野焼きしようというふうに急になることはあると思うので、当日でも受付ができるとうれしいなということと、他の自治体の事例で、お電話の受付をしているというのが載ってまして、受け付ける業務は増えると思うんですけども、簡単に電話1本でできるとか、電話のときに口頭で注意を喚起することができるというふうに記載していたので、電話受付も一度ご検討いただきたいです。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑ありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） よろしくお願ひします。

参考資料84ページの（3）の第37条の8のところなんですけれども、気象の状況が山林原野等における火災の予防上注意を要するときは注意報を発することができるということが新設されるということなんですけれども、この注意報を発する方法についてはどのような方法を検討されてるんでしょうか。

1. 予防課長（来間 崇） お答えします。

確認させていただきたいんですが、注意報を発するというのは、こちらから、行政のほうから注意報ということによろしいんですよ。

その方法につきましては、消防車による巡回広報もしくは防災行政無線による広報というふうになっております。あとは、電子としてホームページのほうで、注意報を発するというような方法になっております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 例えば、乾燥注意報が出てる、乾燥警報が出てるというのは、その1日で短時間のものでない可能性もあると思うんですね、持続的に出続けるということもあり得ると思うんですけれども、そういったときは、例えば消防車の巡回とかというのは、毎日のように定期的に巡回をしないといけなくなるのか、その辺どういふふうに警報を発するん頻度とかというのは考えておられるのか、例えばそれが国の指導などがあるのかとかそのあたりいかがですか。

1. 予防課長（来間 崇） お答えします。

注意報、広報につきましては、そもそも注意報が出たかどうかというのは、毎日早朝に気象庁のほうからメールが来ます。そのメールの内容で、火災の警報に該当するかどうかということで注意報を発するというような流れになっています。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 毎朝来るので、毎朝の気象庁からの情報確認して、気象庁の指示に、消防としては従って、適宜警報を発するということになるのかなと今の答弁で理解したんですけども、例えば、防災行政無線も活用するという事で答弁があつて、例えば、毎日防災無線が鳴る、1日に2回ぐらい注意報として鳴るとかということもあり得るんですかね。車と防災無線とのバランスとか、そのあたりは検討されてますか。

1. 予防課長（来間 崇） 広報の回数とか頻度とか、どのような広報をするかなんですけれども、まずは先ほど言いました、気象庁のほうからの通報を受けまして消防のほうで車で巡回広報を行います。これについては、通常の火災予防であれば春と秋に予防広報ということで、昼間に消防車で巡回広報を行っております。

今回のこういった警報につきましても、昼間、中間の時間に消防車による広報を行う予定にしていますが、詳しいことにつきましてはこの後定めます運用要領のほうで定めていきたいというふうに思っております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） ありがとうございます。

次に、その下に、同じ第37条の8のところ、林野火災の発生の危険性に勘案して、火の使用の制限に対象区域を指定することができるという記述があるんですけども、交野市ではどこを指定するのかというのは具体的な検討がされてるんでしょうか。

1. 予防課長（来間 崇） 地域につきましては、他市の状況も含めまして、山林ですので他市と隣接しているところもございますし、生駒市とも隣接していますので、そういった機関と調整しながら現状では山林内を規制の対象としております。

ただ、市街地も含めて、山林のアウトラインという呼び方をしますが、そのアウトラインから市街地方向に1キロ範囲ということで一般の住宅も規制の対象になるというような考え方もございますので、現状はその2つの方法について検討しております。

1. 副委員長（藤田茉里） 例えば、今検討されている範囲の中で、指定が実際にされた場合というのは、地域防災計画などにも反映していくのか、また対象となる住宅など地域については、周知などがどういう形で図られていくのか、そのあたりはどう言うふうに流れとしてはなっていくんですか。

1. 予防課長（来間 崇） まず、地域防災計画の中に火災の警報ということで定めがありますので、そちらのほうに追加する予定にはなっております。

その計画の中で、先ほど申しあげました広報のほうにも追加させていただきますし、地域の住民の皆様については、ホームページや広報紙などを通じて1月1日以降、こういったような警報や注意報が運用されるというようなことでアナウンスはしていこうというふうに考えております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。大丈夫ですか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席していただいで結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第83号 交野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 委員（堀 天地） お願いします。

参考資料10ページからなんですけれども、令和8年度から施行とのことなんです、この通園制度の想定される利用人数は大体どれくらいなのでしょう。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

まず、対象者なんですけれども、生後6か月から3歳未満で、保育所等に通っていない

世帯が対象になってきます。

こども計画でアンケート調査をしまして、その対象者のうち約7割の方が利用希望という回答を得ていますので、約400人の方が利用希望あるのかなということで考えてます。

以上です。

1. 委員（堀 天地） ありがとうございます。

今年度、パブコメ実施され、13件ご意見が寄せられているとのことなんですけれども、どのようなご意見があったんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

パブリックコメント実施で1名の方から13件の意見をいただいています。

主に質問になりまして、職員への研修はどういうふうにしますかといった質問であったり、職員配置どうなりますか、また給食の提供をどうなりますか、利用料のほうどういふことになりましてかといった質問がありましたので、条例の修正等には直接影響のないような質問でした。

以上です。

1. 委員（堀 天地） パブコメ以外のご意見はあつたりするんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

パブリックコメント以外には事業者への説明会を開いてまして、事業者の方からは実施場所の質問であったり、人員配置の質問であったりということで質問がありました。

以上です。

1. 委員（堀 天地） いわゆる特別な配慮が必要な子供たち、様々医療的ケアをはじめあると思うんですけれども、その中でも居宅への対応についてどのように検討されるのか、お伺いします。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

事業者への説明会なんですけれども、幅広く事業者募集しています。

ただ、8年度の実施に向けては、居宅への実施というところは今のところ見込んでおりません。

以上です。

1. 委員（堀 天地） 保護者や事業者等のご意見を伺いながら、適切に実施していただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

1. 委員（安部敬子） お願いします。

請求した資料の2ページのところで、一時預かりの保育の延べ人数を出していただいていたありがとうございました。

そこで延べ人数なので同じ子がどのくらい利用しているのかとか、企業指導型の保育園とか認可外でどのくらい一時預かりを利用されているかはちょっと分からないなと思うんですけれども、現状として一時預かりが需要がこのくらいあるんだなということが分かりました。

こちらの令和6年度の状況で、現在は星の子ルームとくらやまで2か所で対応していただいていると思うので、もしかしたら少し様子が変わってるのかなと思うんですけれども、

今年度の一時預かりの状況がどんな感じか分かれば教えていただきたいです。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今年度、議員がおっしゃるとおり交野保育園が事業を廃止して、くらやま認定こども園のほうで実施しております。

7年度実績なんですけれども、まだ確定していないので、具体的な数字はお伝えできないんですけれども、6年度実績よりは若干増えているような見込みで、恐らく1千500人前後の利用実績になるのではないかと見込んでおります。

以上です。

1. 委員（安部敬子） ありがとうございます。

何となく施設数が減っているのでも減るんじゃないかなと思ってたんですけれども、増えているということで対応していただいているんだなということが分かってよかったです。

この事業が、どの施設で実施できるようになるかとはまだ分からないというふう以前にも聞いたと思うんですけれども、さっき想定400人で、こども計画の中では1日当たり25人の定員で計画がされてると思うんですけれども、この数字は一定クリアできるような見込みと思っていいのかということと、この手を挙げてくれている施設が、例えば現在の一時保育受けてくれている施設とかぶっていて、一時預かりの枠が減ってしまうという可能性がないのかということを知りたいです。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

こども計画では、1時間当たり25人の定員枠になっております。8年度、このニーズを満たすのかということなんなんですけれども、本市のほう保育ニーズまだちょっと高くある状況で、保育の受皿の確保を必要ということになってますので、こども誰でも通園制度に関しては8年度開始から、このニーズを満たすのはちょっと難しいのかなということろで考えておるんですけれども、また8年度以降、事業者のほう意向調査しましたら、今後実施予定という園も多くありますので、今後、このニーズを満たすようなことで考えております。

もう一つの質問、一時預かりの枠が減るのかということろなんですけれども、2つの事業、異なる事業になってますので、特に、こども誰でも通園始まるって一時預かり減るという予定はありません。

以上です。

1. 委員（安部敬子） 分かりました、ありがとうございます。

ぜひ、少しずつでいいので枠を広げていただけたらと思うのと、一時預かりと誰でも通園制度を併用される方も、初めの10時間まではこちらを使ってという方もおられると思いますし、すごく何か制度が私自身理解が難しく、周知のときにはぜひ丁寧に分かりやすく、説明をお願いいたします。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） よろしくお願ひします。

議案書の18ページから順に少し質問したいんですけれども、第3条の最低基準の目的には、素養がありかつ適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することによりという記述があります。繰っていきますと第10条には、事業所の職員の一般的要件という

ところがあるんですけども、ここでは、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に就いて訓練を受けたものでなければならないというふうに書いていまして、ここで気になる点は、できる限りという表現になっているということです。

また、繰っていきますと、第23条の職員というところでは、保育士資格を持つ者や地域限定保育士を置かなければならないと、また、ほかの記述では、保育士資格、地域限定保育士に限らない、半数でいいとかという記述もあつたりするんですけども、この条文で少しニュアンスが違うのかなというふうにちょっと印象として受けるんですけども、この制度そのものの立てつけといいますかでは、例えば、保育士資格、地域限定保育士というのは、必ずこの事業を提供するクラスには、何名以上、保育士資格を持つ人なりを置かなければいけないというふうな規定になっているのか。

例えば、感染症がはやっていたりとかする中で、担当すべき先生が急な休みを取らなければいけないとかとなったときに、充てられる保育士がいない場合に、パートの資格のない職員だとかが充てることも可能なのか、そのあたりのルールというのはどういうふうに理解をしておけばいいのか、少し説明いただければと思うんですが。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

第3条の最低基準であつたりというところは、あくまで最低基準というところで一般的に定められているところになってまして、職員配置としましては、議員がおっしゃつた第23条に定められてまして、必ず保育士は1名は配置が必要ということにはなってます。

万が一、その職員保育士が配置できないということであれば、代わりの代替保育士がおれば事業を実施可能でありますし、もしどうしても誰も感染症とかでないということであれば、事業所の都合でちょっとお休みということにはなると思ってます。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） ということは、基本的には、誰でも通園制度を利用している、例えば子供たちが使う保育室、保育というのは、有資格者が必ず配置されてるということが基本的には求められているということですよ。市長が定める研修などを受けた方も、その有資格者というところには含めてるんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

子育て支援員になりますが、あくまで保育士が1名以上いて、子育て支援も可能というような形になってます。

1. 副委員長（藤田茉里） それから、国が出している手引を読みますと、例えば、保育者にとっての意義というところで、この子供を理解するには一定の時間がかかる中で、通常は、この制度においては、子供の特性等短時間で可能な限り把握する力が求められるということが留意点として書かれているんですけども、実際に先行的に実施している市なりが、様々な国に実態というのは上げているかと思うんです。

その中で、やはりベテランの保育士の配置がどうしても必要になってくるという実態調査なりの結果も出てると思うんですけども、今後、市がお願いしていく施設の中で、保育士のバランス、ベテランの保育士がどれだけ在籍しているのかとか、そのあたりというのは見ていくのか、もう手を挙げた事業者にお願いするということだけなのか、そのあたり、実際動きとしてはどういうふうに担当課としては執っていくんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

あくまで保育士の配置というところでの認可にはなりますが、議員がおっしゃるように、短い時間で見るとということは通常の保育とは異なるところだと思いますので、そのあたりちょっと園のほうで運用を考えていただくことにはなります。

ただ、試行事業も今ずっとやっています、国のほうでも、保育士の研修に関する資料のほうしっかり提供しますということを言われていますので、それをもとに研修を行っていくような形で考えてます。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） あと、保育士の配置というところで気になるのは、やはり人件費部分で、こども誰でも通園制度の保育単価がどういうふうに設定されているのかということと、あと、園側がやはり質を向上させなければならないとかと条例でも定められている中で、そこを追い求めるときに園側が経費を自ら負担をしなければいけないような状況になっていくのか。そのあたりはどういうふうに見ておけばよろしいですか。十分国から補助などが入ってくるのか、市もその分負担をしていくのか、そのあたりいかがですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今のところ国からの給付費なんですけれども、まだ8年度分確定はしなくて7年度分の暫定にはなるんですけれども、子供1人1時間当たり幾らということは決められていますので、国の給付費での対応になるかと思えます。

質の向上のところなんですけれども、市のほうも国のほうも研修というところで無料で受けられるような形でやっていければなというところで考えています。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 給付費として、1時間当たり1千400円とかという定めがあるんですけれども、人件費に置き換えたときには、なかなかそれでは園側の持ち出しというのは、可能性としては十分あり得るのかなというふうに思うんです。

そういったことが、やはり施設の負担増ということになれば、制度そのものが広がっていかなかったりとか、保育の質というところで、やはりしんどさが出てくる可能性もあるので、市としても国にしっかり公定価格なりで保育単価を十分に満たすような給付費の設定だとか、してくれということは求めていただきたいですし、そこがなかなか現場の声と照らして不十分ということであれば、市も一定、どれだけ負担するのかというのは具体的な検討をしていただきたいというふうにやっぱり思います。施設の持ち出しが多ければ、保育士の人件費がその分減っていくということはあり得るので、その辺はちょっと注意してみてくださいというふうに要望しておきます。

それから、第4条のところなんですけれども、第4条では、児童の保護者その他の児童福祉に関する当事者の意見を聞きというふうにあって、先ほど堀委員の質疑の中では事業者への説明会は行ったという答弁があったんですけれども、例えば、保護者からの意見徴収というのはどのようにされたのか、パブリックコメント以外で実際の利用者の声とかというのは聞く取組はされたんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今のところパブリックコメントの実施のみです。

ただ、今後認可するに当たっては、市の子ども・供子育て会議に諮る必要がありますので、そこには保護者の方も参加していますので、そこで意見聴取できればと思っています。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 実際に利用する方の声、子ども・子育て会議に参加されている保護者代表の方というのは、保育施設を利用している方とか幼稚園施設利用している方なので、なかなかこの誰でも通園制度の利用者にはならないのかなと思いますので、実際に事業が始まっていく中では、実際の利用者アンケートなども取って意見聴取していただきたいというふうに思います。

それと、あと気になるのは、現場の保育士の声をごくまで聞いているかということなんですが、事業者、例えば園長とか理事長とか運営側にいる方たちの意見と現場の声って、いつも一緒なわけじゃないと思うんですね、やっぱり現場は現場の意見があったりするんですけども、そこは意見聴取というのはどういうふうにされているのか教えていただけますか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

事業者アンケートを、園長先生とかの回答にはなるんですけども、やはり職員配置が不安だという保育士さんの声があったりというところは聞いてます。

それで、やはり園のほうを8年度以降、ちょっと様子見て実施を考えていきたいというところでの回答が多かったです。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 私ももともと保育にいた者なので、現場の保育士が、誰でも通園制度が始まるというときに、みんながかなり戦々恐々としている状況は、身近に耳にしていまして、やっぱり現場が、例えば主任保育士なり、客観的に保育を回す責任持っている保育士が本当に可能かどうかとか、そのあたり、どう考えてるかというのは、ぜひ、意見聴取をしていただきたいというふうに思いますし、始まってからの意見聴取ってすごくリアルな声いろいろ出てくるかなと思いますので、ぜひ、そういうことにも取り組んでいただいて、条例にあるように質の向上に努めていくというところに活用していただきたいというふうに思って質問をさせていただきました。

すみません、長くなって。続いていいですか。

1. 委員長（中谷政人） どうぞ。

1. 副委員長（藤田茉里） すみません、条例の第6条の3のところですけども、そこに自ら提供をする支援の質の評価を行いということを書かれていまして、客観的な第三者評価を受けなければいけないとかということではなくて、自ら評価を行いなさいとなっているんですけども、例えば、その評価項目などは、市が統一したものを事業者側にこういう評価やっってくださいねということを提供するのか。もう事業者判断なのか。そのあたりはどういうふうになるのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

まだ、8年度からの実施の事業になりますが、保育所、認定こども園でも同じような条例もちろんありますので、今後、監査のほうでどういうふうにやっていますかということを確認させていただいて、もし園のほうで困っているということであれば、市のほうでも考えていきたいと思っています。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 例えば、第三者評価の対象にはなるんですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

まだ第三者評価の対象になるかどうかというところはちょっと把握しておりません。

1. 副委員長（藤田茉里） 評価項目が具体的に、やはり示されていたほうが、評価する側としてもしやすいと思いますし、通常の認定こども園など、保育施設は第三者評価の対象になっていると思いますので、例えばそこにどういう評価項目設けられているかとかいうのも、ぜひ運用の中で確認していただきたいと思うんですけども、客観的に評価できるということが大事ななとは思ってまして、そこを質問させていただいたんですが、ちなみに、この評価というのは毎年求めているものなんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

基本的には毎年やっていただくような形では考えています。

1. 副委員長（藤田茉里） 次、第21条のところですけども、一般型と余裕活用型とするという記述がありますけれども、交野市でこの余裕活用型として運営される見込みというのは現状ではあるんですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

余裕活用型につきましては、保育定員の範囲内で受入れを行う事業になりますので、今、本市の状況では保育定員に余裕がないところになりますので、来年度からの余裕活用型の事業実施は難しいということで考えています。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

ということは、交野市としては一般型で運営を実際にされていくということになると思うんですけども、この一般型には3種類あって、在園児合同実施と、あと専用室独立実施と、あと独立施設実施という3パターンあるんですけども、今、調整されているのはどのパターンで調整されているんでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今、数園と調整させていただいているのは一般型で、3つの種類というところで、園の状況によって全ての種類で今考えられているんですけども、最終、条例制定後、1月の認可、2月の認可のときに確認するような形になります。

1. 副委員長（藤田茉里） 具体的に条例上では、この3パターンの在園児合同実施とか、そういうことは明記されていないので、園にそれは選択肢があって、園がこの形でいこうと言ったら、交野市としては認めるということになるんですね。

1. こども園課長（西田賢之） 第23条のところに一般型の記載がありまして、在園児合同、もしくは別室というところで、職員配置はこうですよというような書き方の条例にはなっているんですけども、実際には園の申請内容で不備がない場合はその形でやっていただくような形になります。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 例えば、在園児合同実施のパターンのときというのは、このこども誰でも通園制度の使い方としては、午前と午後と分けて、例えば午前の2時間から4時間とか、例えば4時間選んだ場合には、10時から2時までとかというふうに、給食を一緒に食べたりお昼寝をする。お昼寝中にお迎えが来るとか、そういうこともあり得ると思うんですけども、ここの指針の留意点では、在園児に負担がないようにといたしますか、影響がなるべくないようにも配慮必要だと書かれているんですけども、そのあたりはもう現場が

どういふふうにやりくりするかというのを決めていただくことに尽きるのか。市としても、そこは例えば指導的な立場でこうしてくださいとかという指示ができるのか。そのあたりはどういふふうになっていくのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

在園児への影響がなるべくないようにというところはもちろん考えておるところで、そのあたりは今の調整の段階で、例えば、今おっしゃられたお昼寝の段階でのお迎えとかがないような形で実施するようというところでは考えています。

1. 副委員長（藤田茉里） 大人の出入りが多くなればなるほど子供たちは落ち着かなくなってしまうので、そのあたりはどういふふうに運用していくかというのは、現場の声もしっかり聞きながら運用していただければというふうに切に願うところです。

それと、あと第22条のところ少し気になったんですけども、22条に定める乳児室の設備の基準のところ調乳室というのが書かれていないんですけども、基本的にミルクを提供するとかということがあり得ると思いますので、調乳室は置いておかなきゃいけないのかなど。衛生管理上、保育室とは分けなければいけないと思うんですけども、そのあたりは定めておなくても大丈夫なんですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

第22条のところですね。第1項の4号に乳児室、または保育室には、乳児等通園使用の提供に必要な用具を備えることというところもありますので、そのあたりで調乳室といったところも見ていくような形で考えてはおります。

1. 副委員長（藤田茉里） 用具というと、例えば実際の保育現場では調乳室というのが別に仕切られていて、小さいキッチンのようなものが備え付けてあって、ピジョンとか、そういう消毒保管庫とかというのもあったりして、そこで衛生管理される中でミルクの調乳って作業されるんですけども、そういう設定じゃなくてもいいですよということですか。器具さえそろえておけばいいんですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

食事の提供という規定もありますので、そういった安全面、もし提供する場合には安全に提供できるようにというところで確認をさせてもらおうと考えています。

1. 副委員長（藤田茉里） あと、それから食事の提供というところではアレルギー対応というのが必要になってくると思うんですけども、例えばアレルギー食なり、アレルギー対応のミルクの提供をするとなれば、少し通常のミルクよりも経費がかかるんですけども、そのあたりのアレルギー加算みたいなものは、このこども誰でも通園制度の中ではつけられているんですか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

今のところアレルギーへの対応の加算というのは記載がなかったと思います。

食事の提供であつたりというのも任意になりますので、施設に応じて対応していただくような形になります。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(発言する者なし)

1. 委員長(中谷政人) 討論なしと認めます。

これより議案第83号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(中谷政人) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 交野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長(藤田茉里) すみません、よろしくお願ひします。

条例の30ページからなんですけれども、まず、面談のところでも伺いたいですけれども、条文には映像とか相手の状態を相互に認識しながらする通話というふうに書かれているんですけれども、これ具体的にどういったものを想定されているのか、まず教えていただけますか。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

面談の条文にはそういった条項があるんですけれども、特に園と調整する中では、実際に園に来ていただいで面談というところで聞いています。

1. 副委員長(藤田茉里) 条例で定めるということであれば、今後、増えていった場合に、直接の面談を選ばずに、例えばZoomとか、LINEのテレビ電話とか、そんなのでもいいですよということも園の判断で選ばれるということだと思ふんですけれども、市としてはそれも認めていくということだと思ふんですけれども、それで果たしていいのかなと私は思っています、その判断で。あえてここ、国はこう書いているんですけれども、別に準じなくても、交野市としては直接の面談というふうに条例で定めてもいいのかなと思ふんですが、今回、本当にもう国どおりに定めているところの意味合いというのは、市としてはどういうふうに捉えて考えているんでしょうか。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

今後の実施状況によっては利用者も増えるということであれば、園の判断で保育士の負担軽減というところで、オンラインとかでの面談というのも今後はもしかしたらあるのかなというところでは考えています。

1. 副委員長(藤田茉里) 例えば、オンラインとかでの面談を可能とするときには、例えば子供が朝寝している、昼寝しているというときに、面談というのは子供の実際の姿は見れませんが、要綱なり運用の中でそういった時間帯を避けてくださいとかというふうにルールづけといたしますか、していく必要があるかなと思いますし、市としては、基本的には、例えば原則としてとかという言葉で直接面談を進めていくみたいなこと、例えば条例定めた上で運用なりを定めていくとすれば、そこに書いていくということも必要かなと思ふんですけれども、そのあたりの考え方というのはいかがですか。

1. こども園課長(西田賢之) お答えします。

この第5条の面談に関しても、子供と保護者というのは必ず面談が必要ということにな

っていますので、オンラインに関しても子供の状況しっかり見るということにはなっています。

1. 副委員長（藤田茉莉） 本当に、実際にやってみないと子供の姿って分からないことはたくさんあるので、やはり市としては、オンラインオーケーにしても、原則はやっぱり直接面談してねという立場を取っていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、条例の中に、不当な理由のない提供拒否の禁止という項目がありますが、例えば保育現場でよくあるのは、乳幼児、乳児だと例えばてんかんとか、あと重度の食物アレルギーでエピペンを持参しないといけないとか、あとは身体的な障がいがあるとか、子供が抱えているそういう支援が特別に必要な場合に、なかなか受け入れる体制側として整えられなくて断らざるを得ないとかということもあるかと思えますし、あと、この指針を読んでいると、家庭的に支援がいるようなところが、そういう施設をつなぎながら支援としてこういう制度も使っていただけたらというようなことも書いてあって、そうすると、例えば当日キャンセルが多かったりとか、園としてはちょっと困ったなということもあり得ると思うんですけども、そういうときに、例えば園側はもうちょっと断ってしまうとやって出たときというのは、不当というところの線引きをどういうふうにつかつかってすごく難しいと思うんですけども、市としては、今、この不当な理由のない提供拒否というのはどういう基準を持っているのか。そのあたりの考え方、基準というのを教えていただけますか。

1. こども園課長（西田賢之） お答えします。

第6条の正当な理由のない提供拒否の禁止のところなんですけれども、市のほうとして、今、明確な定めというのはございません。保育所と同様なんですけれども、通常は定員に空きがあれば、申込みがあって受け入れを行うということが必要にはなってきます。

ただ、障がいであったりという、その状況に応じてお子さんを安全に受け入れることが難しいという職員配置等の理由でお断りするということはあるのかなとは考えています。

もう一つの支援が必要な家庭については、市のほうで把握している家庭があれば、園のほうと調整して受け入れていただけるように、ちょっと調整はしていこうかなというところでは考えています。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉莉） 非常にここの判断は難しいと思うんですけども、言葉悪いかもしれませんが、断られやすい条件の方というのはいらっしやると思うんですね。やはり園側も、例えば医療的配慮が必要な、なかなか受け入れられないとあって実際問題出てくるかと思うんですけども、そうなったときに、一応権利として、このこども誰でも通園制度というのは定められていると指針に書いてあって、そこには差別というのは禁止だとも書かれていると。そこのバランスをどう取っていくかってなるときには、やはりそういった医療的ケアが必要な子供だったりとか、重度のアレルギーを持っているとか、その子その子の特性に応じて受け入れられるような保育体制そのものを充実させていかなければ、誰でも彼でも、やはり命預かる現場ですので受け入れられないという判断が出てきても致し方ないところもあり得るのかなと思いますので、そのあたり、実際の利用が始まったときにどういう利用実態になっているか、断った事例はどのような事例だったのかということも市としては把握をしていただきたいというふうにお願いをしておきます。

その上で、例えば、保護者がこれは不当に断られたと感じたときには、まずどこに言えばいいのか。その上でどういう対応になっていくのか。そのあたり確認させてください。

1. こども園課長（西田賢之） お答えさせていただきます。

まずは、保護者と事業者のほうで面談していただきますので、その際に利用が可能かどうかというのは判断していただきます。その後、どういった事情で利用できないのかということは市のほうに報告いただいて、それが妥当かどうかの判断をさせていただきます。必要に応じて園のほうと調整させていただくような形で考えています。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 市のほうに報告を上げるのは、それはもう保護者の判断ですか。それとも、園側がこういうことで断ったということをして市に上げる義務などがあるのでしょうか。

1. こども園課長（西田賢之） すみません、説明不足で。

事業者のほうで、断る際には市のほうに報告を入れるような形になっています。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第107号 令和7年度交野市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ございませぬか。大丈夫ですかね。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

(理事者交代)

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第98号 令和7年度交野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） すみません、参考資料の159ページ、160ページにかけてですけれども、今回、子ども・子育て支援金制度が国の制度として創設されるということで、システムの改修が上がってきているんですけれども、国の制度を見ていると、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるまでの間、これらの事業の実施に必要な費用については子ども・子育て支援特例公債が充てられると書かれていまして、令和10年度までということ書かれているんですけれども、今回の債務負担行為については令和8年度で区切られているので、令和10年度までの債務負担で何で組んでいないんだろうと単純に思ったんですけれども、そのあたりの理由を教えてください。

1. 医療保険課長（堤下栄基） すみません、今のところシステムの改修に係る部分につきまして示されているのが、令和7年度と令和8年度にかけてという部分ですので、そちらの分だけ上げさせていただいておりますので、今後また、その後の分につきましては、また予算のほうの計上のほうをさせていただけたらと思っております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 令和7年度と令和8年度にかけてのシステムの改修というのは、具体的にはどういう内容になるんですか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 令和7年度に行うものにつきましては、国保事業の納付金算定システムに関する市町村基礎ファイルについて、今回の子ども・子育て支援金制度の項目を追加するというのが令和7年度でございまして、令和8年度につきましては、4月以降対応予定としておりますのが、賦課計算、各種帳票への対応等々がございます。

それと、令和8年9月下旬以降対応するものとしまして、保険基礎安定負担金の資料作成への対応、そういった分のシステム改修。そして、最終、令和8年12月下旬から以降の対応で、調整交付金資料への対応というところでシステム改修を予定しております。

1. 副委員長（藤田茉里） 何か様々システム改修が必要になるということは理解したんですけれども、この制度は、保険料に子ども・子育て支援金分を乗っけて徴収するということになると思うんですけれども、国保は徴収する側だと思うので、例えば、この制度に基づいてシステムを改修するときに、令和10年までシステム改修を繰り返さないといけない理由というのが私にはちょっと、素人には分からなくて、1回の制度に合わせたシステム改修で何でいけないんやろうという、どういう複雑な改修を必要とされているのかというのがちょっと理解できていないんですけれども、集める側に、そこまで10年までの間で毎年システム改修というのが必要になるんでしょうか。

1. 財務課長（厚主敏治） 少しご説明、追加も含めてさせていただきます。

先ほど委員ご質問の中の、子ども・子育て支援特例公債。要は、国がこの少子化対策の事業を進めるに当たって、今、質問いただいているような保険者がその料金を徴収して、それを事業に充てる。なので、国の事業を充てるに当たって、段階的にその間必要となる

お金を国が別途担保するよというのが、今、ご質問いただいた特例公債の部分です。それを我々、市町村は、国民健康保険の保険者ですので、そこでシステム改修をしながら徴収する体制をつくって国に納めていくという形になりますので、市としてシステム改修とかが引き続き10年度まで続くということではなくて、制度として、国がその資金を一定担保していくというのを10年度までやっていく中で、我々市町村は対応するという形になります。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。

ということは、今回債務負担、令和8年度まで上がっていますけれども、もう一回同じような内容で債務負担行為とかがって上がってくるということはないということでしょうか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） すみません、今回の改修で一旦終了というところで、また新たに何かございましたら、その際にはそれに対応するシステム改修というのは出てこようかと思えますけれども、今の部分は令和8年度で終わりでございます。

すみません、以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 分かりました。ありがとうございました。

それから、参考資料の160ページに、予算書で言うと12ページのところに、財政調整基金の積立てで、今回は600万円ですか。昨年度確認しますと、約800万ということだったんですけれども、若干減っているという状況があるんだというのは理解したんですけれども、要因としてはどういうことが考えられるのか。誤差の範囲なのか。例えば、国保の加入者が、やはり高齢化とともに後期のほうに移っていることで減っているから、この基金の積立てというのも減ってきているのか。そのあたりの背景って分かりませんか。

1. 医療保険課長（堤下栄基） 基金の積立ての額が減るという部分ですけれども、こちらにつきましては、前年度からの繰越金のおおむね2分の1を下らない額というところを積み立てるところでございますが、実質収支が減っているという、その原因ですけれども、令和6年度におきまして単年度収支で400万円程度マイナスになりましたので、そちらの部分が影響しておるというところにあります。そのマイナスの要因としましては、今までの国への返還金、府への返還金でありますとか、そういったところがありますので、400万円ですので、それほど大きな要因があったということではないかなと思っております。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ありませんね。討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号 令和7年度交野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第108号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いいたします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいで結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第89号 交野市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田菜里） すみません、よろしくお願ひします。

参考資料40ページのところで、今回の森住宅の廃止ということで、参考資料を読むと、用途廃止後は用地の売却を予定しているというふうには書かれているんですけども、その考え方もあるのかなというふうに思う一方で、用地を売却したら、必要になったときに取り戻せないの、本当にその判断でいいのかなというふうに思う一面があるんですけども、そのあたりはどういうふうに、市として住宅政策を展開する中で、この市営住宅の用地の売却というところをどういうふうに捉えているのか。そのあたり教えてください。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） お答えいたします。

当案件については、昭和29年の建築という時で、当時、住宅ストックの供給不足というところを目的でスタートさせていただいたところです。現在、人口減少という部分もございまして、量的な部分については一定今後も充足していくのかなという考えの中で、将来につきましては、現在、大阪府であったりとかで将来の住宅施策については議論を重ねている状況でございます。

現在、似たような状況にある市町とも連携を取りながら、どういった方向を進めていくかというところについては、単純に新しく市営住宅を造る以外の方策についても検討しているところがございますので、現在、この森市営住宅については、売却については特段影響を与えるものではないというふうに考えているところがございます。

1. 副委員長（藤田茉莉） 用地を売却をする。お金にするわけですがけれども、それは市の方針として、その得たお金というのは、例えばこういうところに重点的に使っていきたいとか、そういう思いがあるのか。何かそのあたりはどういうふうに考えておられるのか、市長なり、もしお考えがあれば教えていただきたいんです。

1. 理事兼都市まちづくり部長（竹内一生） お答えします。

公営住宅の用地の売却に関しましては、基金が財調で積み立てられていまして、今のところ住宅施策の目的以外には使用できないという形になってございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 市長（山本 景） テクニカルな話でしたら、当該基金に積み立てられるということなんですが、一方で、ここの土地って、もう2千平米ぐらいあります。河内森の駅までも徒歩5分ぐらいなので、想定では2億とか、かなりの金額になるというふうには考えているところであり、かつ2千平米いうたら、それ以外の家の軒数も建設されることから、特に岩船小学校区におきましては、一時単クラスになるのではないかなというふうな懸念もあつたんですけれども、その課題の解消にはなるのかなと思っております。

基金に2億円積みまますけれども、当然まちづくりの関係の予算というのは単に執行していますから、結果的にその一般債が浮く形になります。今考えているのは、約2億円ほどの財源が、結果としてですよ、一旦基金に積まれますけれども、取崩したら浮くことにはなりませんので、土地開発公社の土地におきまして、償還まであんまり年数がない土地があります。その返済に充てると、これもう具体で言ったら青山のところにも約2千平米ぐらいの土地が交野市は持っておりまして、そちらを売却すると、もう先行して返済して売却する。そこでも何10軒か家が建ちますので、結果といたしまして市の負債を大幅に減らせますし、また住宅の供給もかなり何10軒も増やせるので、市とし、全体としてはこちらの売却をやるのが市全体の住宅をいろんな、特に若い世代、将来世代の方に供給するとか、あと、人口の減少を減らすとか、財政の健全化であるとか、トータルではよくなるというふうには考えているところがございますので、あとはご容赦、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（藤田茉莉） 市長、詳しく答弁いただきましてありがとうございます。

一定目的を終えたといいますか、住宅施策の中で、今、充足している中で古くなった市営住宅について廃止をしていく一方で、市の財産を、一定減るという側面がある一方で、今の答弁のような今後の展開、まちづくりの展開にも一定寄与するというのは理解できる

点ではあります。

市民の財産を一定手放すというところでは、手放して得た利益というのは、十分住民に還元していただきますように要望しておきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 東部大阪都市計画星田西第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） すみません、今回計画の変更に伴う条例改正なんですけれども、この改正後、地域住民への説明とかというのは予定されているんですか。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） お答えいたします。

この案件につきましては、地区計画定めた後、告示後は一般的な開発行為が行われることになろうかと思えます。それに伴いましては、開発の手続の中での説明というところが行われるものと認識しているところでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 開発が具体的に手続として進んでいくときに説明がされるということだと思うんですけれども、その説明責任者は開発を進める事業者側ですか。市ではないということか。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） 事業者側でございます。

1. 副委員長（藤田茉里） いいですか。この地区計画を定めた後に、地域住民の方から、例えば、この土地の下のほうにある農地にまで水が来なくなるんじゃないとか、そういう心配の声とかがありまして、ずっと事業としては止まっていたので、今後具体的に事業が始まってくると、またそういう住民からの質問とかは出てくるのかなと思うんですけれども、そのあたりの不安を払拭していただくというタイミングとか、この地区計画定めるときにもそういうことはないよという説明はあったとは思ってますけれども、改めて事業が進んでいく中で、そういう地域住民に対して住民が不安に思っているようなことを説明していただけるようなことというのは、市から事業者に求めるというのは可能なんでしょうか。

1. 都市まちづくり課長（古澤悠司） お答えいたします。

一定このまちづくりというか、提案につきましては、周辺の方々からのご要望もあったという状況ではございます。事前にももちろん計画策定についてはそこら辺の調整をさせていただいた上ではございますが、実際、開発の段につきましてはいろいろご不安に思われる点あると思えますので、事業者のほうにはその旨もお伝えさせていただいた上で調査

をしていただくというふうに考えているところでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） 進めるに当たって、ぜひ、今住んでおられる住民の方、農地を使っておられる方の不安、どういう不安があるかというのも、多分市のほうは私なんかよりも全然いろんな声入ってきていると思いますので、それに沿って事業者とうまく調整していただいて、不安解消に努力していただきたいなというふうに要望しておきます。

以上です。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第93号 市道の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第93号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいまより理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第100号 令和7年度交野市水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） すみません、よろしく申し上げます。

参考資料の163ページです。

今回の補正は、低区配水池の送水管の更新工事の継続費の補正ということで、今の工事の進捗状況を教えてください。

1. 工務課長（乾 正義） お答えいたします。

現在、シールド工事が低区配水池の約800mのうち660m進んでおります。低区配水池内の到達立坑の工事に着手しております。

予定では、来年2月頃到達立坑の工事が完了し、シールド工事が来年4月に完了予定です。シールド工事の完成後、その中に配水管の布設工事に入る予定となっております。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 当初のスケジュールどおりに工事は進んでいるというふうに見えていいんでしょうか。

1. 工務課長（乾 正義） 若干の遅れはございますが、予定どおり今のところ進んでおります。

以上です。

1. 市長（山本 景） 若干遅れているということですが、ただ一方で、逆に交野市におきましては、国庫補助金が本年度から受けられるようになりましたので、遅れて工事やる期間が、やるタイミングが遅くなることによりまして国庫補助の対象期間が増えまして、逆にもらえるお金が増えたということなので、市にとってこれはもう全然悪い話じゃないとは思っておりますので、どうかご容赦賜りますようお願い申し上げます。

1. 副委員長（藤田茉里） あと、このシールド工法で進めていくに当たって、もう住宅地の下というのは通ってきているということだと思んですけども、近隣の住民から、私は聞いたことがないんですけども、そういう苦情みたいな、音の問題とかというのは特に入っていないんですか。

1. 工務課長（乾 正義） 1件だけちょっと振動がすごいうのがございました。住宅地の下ではございません。道路沿いに沿って行っておるんですが、1軒、ちょっと住宅が低いところにあるご住宅でして、1件だけいただきました。

以上でございます。

1. 副委員長（藤田茉里） ちなみに、そこはもう通り過ぎて、今は落ち着いておられるということでしょうか。

1. 工務課長（乾 正義） そこは通り過ぎて、順調に進んでおります。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第100号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 令和7年度交野市水道事業会計補正予算（第4号）についてを

議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉莉） すみません、今回、物価高騰対策ということで、下水に続いて水道も下水の減免と合せて2か月補正を上げていただいているんですが、以前、水道料金をこういう減免という形にした場合に、国の補助の対象から外れる可能性があるからなかなか難しいという説明があったように記憶しているんですけども、今回は、それはもう大丈夫という、もちろんその確認をされた上で上げてこられているとは思いますが、大丈夫ということによろしいですか。

1. 理事兼水道局長（藤井大史） お答えいたします。

今回の補正が国のほうから言われる。国のほうからの推奨の中で、水道のほうの基本料金の免除も充てることができるという、国交省のほうからも推奨されている事業というところであります。

今、議員おっしゃっている部分について、交野市の補助に対して影響はないか。交野市の補助に関しては影響ございませんので、よろしく願いいたします。

1. 副委員長（藤田茉莉） であるなら、この水道の減免というのは私は喜ばれるんじゃないかなというふうに思っています。というのも、下水道のみのときというのは、その対象に当てはまらない住民の方から、不公平じゃないかという声も実際ちょっと受けていまして、水道だったらそういう方たちにも対象になるのにというのは思っていましたので、今回こういう展開になってよかったなというふうに思っています。

下水道も水道もそうですけれども、住宅だけじゃなくて、事業所とかも含めてもちろん対象になるというふうに認識しているんですが、それによろしいですか。

1. 理事兼水道局長（藤井大史） お答えいたします。

事業者の方も、一律水道を使っただいておる水道のメーターがあるというところであれば、それは基本料金は免除させていただきます。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま理事者の交代をお願いします。残りの議案に関係ない理事者は退席いただいて結構です。

（理事者交代）

1. 委員長（中谷政人） 次に、議案第91号 交野市水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） 第91号は、下水道事業と水道事業を統合して、今、準備室ですけれども、これを上下水道部というふうに変えるということですが、執務室の配置というのは、具体的にどういうふうにご考慮されていますか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） お答えいたします。

今、下水のほうの引っ越し、その準備にかかっています。下水のほうですけれども、水道局の2階です。2階の階段上がっていただいて右手が、今、水道局の総務課が入っているところに下水道課が執務室として使う。総務課は、その横に会議室がございます。そちらのほうの会議室に総務課が移るといいます。今のところこの予定で進んでおります。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 限られた施設の中で共存し合うということになると思うんですが、今までの通常の水道事業として、例えば使っていた、会議をしないといけないとかって、大体年にどれくらい使うか。会議室の使用です。どれくらい使うかというのはあると思うんです。それに合せて下水道課も、やはり年間どれくらいという打合せがあるかというのがあると思うんですが、共存するときに、会議室がなかなか使えないみたいな状況にならないのか。それぞれの課がそのあたりはちゃんと使えるような状況が整えられるのか。そのあたりいかがですか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） 会議室の問題ですけれども、1つ会議室がなくなるということで、今、総務部の横にありました管理者室、そちらのほうを会議室、打合せ室に使おうと思っております。

そのほかに、階段上がったところにもう一つ会議室がございます。今のところその2か所で、一応会議の予定も組んで使うようにする予定でございます。

以上です。

1. 副委員長（藤田茉里） 部屋が足りなくなるということは今のところはないというふうに考えていますか。

1. 水道局次長兼上下水道統合準備室長代理（奥野 忠） 今のところは打合せ、今度部になりますけれども、部内の打合せについても、15人ぐらいの会議室は確保しておりますので、ないと考えております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） あと、条例の第5条のところですが、上下水道部の職員定数60人以内とするというふうにご記載されていて、水道局の職員定数のときには50名ということで、今、下水道課については職員が10人ぐらいですか。なので、それを足して60としていると思うんですが、例えば入札のそういう作業とかやるときというのは、もう上下水道部としてそういう入札の手続というのは一括でやったりとかしながら業務としては考えておられるのか。単純に10プラスで60で回るんだらうかと思ったんですが、そのあたりはどうでしょうか。

1. 理事兼水道局長（藤井大史） すみません、お答えいたします。

現状、市の中でひつつく上下水道部になる。そのときに下水道のほうは全部適用になるというところで、今、議員が言われたような問題が生じるのかなというところなんです。

私ども、企画財政とかと調整させていただいている中にありましては、今の下水道のほ

うの入札行為、これについては本庁のほうでしていただくというところで調整ができているところでございます。

あわせて、会計のほうもそのような形で、言えば現状と同じような形でその事務は全部適用になるんですけども、その部分は少しほかの市さんのところがどうされているのか聞いたところによりますと、併任というやり方があるというところで、枚方市さんをはじめ、ほかの市さんもそのようにされている。そのようなやり方であれば、現状と変わらずでいけるというところで調整のほうはさせていただいております。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 令和7年度交野市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） 討論なしと認めます。

これより議案第101号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成は私に一任ということでご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

1. 委員長（中谷政人） ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 _____

校正前原稿